

# 『広輿記』の明版について

大澤 顯 浩

## はじめに

明末清初期の思想学術には様々な方向が見られたが、明代後期には『大明一統志』への批判から新しい地理書編纂の動きが興った。そこから生まれた従来のもとは異なった様々な地理書の歴史的性格については先に論じたことがあるが、その一方では『大明一統志』的な地理的百科全書から出発した、文章作成に重きを置く地理書の流れも存在していた。この系譜においても、当時の流行を受け容れて「詞章之学」にいろいろな要素を付け加えた形で多くのものが生み出されている。ここでは、明末清初期に多くの版を重ねた陸応陽『広輿記』二四巻の明版を取り上げたい。『広輿記』は康熙二五年蔡万炳によって増訂されたが、それ以前万暦中期から康熙前期にいたる特定の時期に、地理書としては異例に多く版を重ねている。『広輿記』については、既に海野一隆氏が

羅洪先『広輿図』の地図を転載したものの一つとして『広輿記』を挙げ、本稿で取り上げた版本の中の五種について詳しく触れている。<sup>②</sup>ここでは地図についてはなく、主として本文の記載の対照から明版とそれをもとにして清初に改変された版本について述べたい。明版を対象とするのは、多くの異版がこの特定の時期に生じたことに興味を覚えたからである。明末は出版文化に著しい発展を遂げた時期であったが、『広輿記』を通して明末清初期の江南における出版状況の一端も窺うことができよう。

① 大澤顯浩「『詞章之学』から『輿地之学』へ」『史林』七六一—一九九三、以下前稿と略す。

② 海野一隆「『広輿図』の反響」『研究集録大阪大学教養部』人文・社会二三 一九七五、は内閣文庫蔵陶仲刊本、澁香閣刊本、兎飛斎蔵板本、吳門五車楼蔵板本、造経堂蔵板本の五種を取り上げている。

一 陸 鴻 雁

『広興記』の編者陸応陽<sup>①</sup>は松江府青浦県の人、字は伯生。張懋劍『明清江蘇文人年表』（上海古籍出版社 一九八六）によれば、嘉靖二十二年に生まれ天啓七年に八六歳で没したとある。松江の陸氏といえば大官陸樹声を想い、浮かべるが、地方志の記載などをみると陸樹声の一族とは繋がりがないようである。陸応陽の父、陸郊は崇禎『松江府志』卷四二、人物、隱逸に、

陸郊、字子野、吳興人、寓居華亭。

とあり、もとは蘇州の人であつたらしい。青浦県は嘉靖二十一年に華亭・上海兩県の土地を割いて設置されたもので、陸郊は設置以前の華亭県の地に移つたのであろう。乾隆『青浦県志』卷二七、人物には、

陸郊、字子野、号三浦、居顧浦塘、世以賢雄。其妻父亦素封也、郊俱委之去、携家避居邨落、讀書詠詩、間臨摹以自樂。

……年四十四病、呼其子応陽、誦王維詩而没。

とあり、顧浦塘に暮らしたことが解る。顧浦塘というのは青浦県の中では名所の崑山に近い処である。陸郊が、田舎に引きこもつた経緯については、やはり乾隆『青浦県志』卷三九、雜記に詳しく、

陸氏為安墩著姓、処士子野、家有遺質、落拓棄去。又為陳氏館甥、陳亦素封、易簣時命与其子中分田産。子野不欲、携妻婦、避居村落。晨春不給淡如也。惟讀書・詠詩以自娛。

とあり、陸氏は安墩の名家で家産もあつたが、執着せず財産を棄てて、陳氏の女婿となつた。舅の陳氏が亡くなつた時に陳家の子とともに田産を分けられたが欲せず、恬淡として田舎に引き込み、讀書、詠詩を事として自適していたという。

このような環境の下で陸応陽は成長し、少い頃から天稟を發揮した。崇禎『松江府志』卷四二、人物、隱逸には、陸郊の伝に続けて、陸応陽の伝が付されている。

応陽、字伯生、少負才穎、試補諸生、已誥誤落籍、遂事遠遊。初、学士黃公洪憲、得応陽為重客、後相國申公・許公、亦折節交之。監司郡邑大夫、無不造請乞言者。応陽風貌清古、詩翰卓然。至修復孔宅、議擴郡城、饒有籌幹。……又有『広興記』・『樵史』・『唐詩選』・『太平山房詩選』行世。卒年八十有六、大司馬申公用懋志其墓。

とあるその伝には、若きより才能を自負し諸生となつたが、事件に巻き込まれて学籍を削られ、遠く各地を遍歴し結局は墨客となつて名士の門に出入りしていたその姿が記されている。初めに黃洪憲の知遇を得、後に大学士申時行・許國とも交際を結び、遂に

は文人としての名を成した。中年になってから世に認められるようになったといつてよい。編著は多く、他にも『奉化県志』、『象山県志』等の地方志の編がある。<sup>③</sup>末尾には申時行の子の申用懋が墓誌を記したとあり、申時行との深い関係が窺える。初めに知遇を得た黄洪憲とは嘉興の人で隆慶五年進士。官は少詹事兼侍読学士に至る。張居正に引立てられた人物であった。『広輿記』の出版を援助した黄承玄の父である。<sup>④</sup>

その文人としての姿を見るとき、田舎に暮らした父親の恬淡とした暮らしが、心のどこかに去来していたかのようである。乾隆『青浦県志』卷二八、人物(二二a)には、

王世貞、好以名籠絡後進、常譽応陽。応陽不往、時論益以為高。応陽雖以文鳴、然修復孔宅、議拡郡城、所論饒有籌幹。

又好遠遊、故其游稿凡二十三種。又『樵史』・『太平山房詩選』行世。卒年八十有六。応陽作詩、喜用鴻雁字、故人呼為陸鴻雁焉。

とあり、王世貞に誘われたが応じなかったので、評価は益々高まったというエピソードを取り上げる。また、その詩には「鴻雁」の句を好んで用いたので、陸鴻雁と称されたという。「鴻雁」の句には南北を往來し、定まった処のない自身に対する感傷が托されていくようでもある。

陸応陽の風貌を窺わせる史料をもう一つ挙げよう。乾隆『青浦県志』卷三九、雜記に、

陸伯生、真草書法、宗顏魯公、亦傲歐陽、詩宗大歷、文宗曾王。<sup>⑤</sup>客遊南北十余年、足跡幾半天下。其客長安也、有詩文名、有狷介名、有酒人名。所至歴覽名山大川、托之詩歌、以蘊其牢騷孤鬱之氣。

と記し、各地を遊歴すること十余年、足跡は天下に半ばし、北京では詩文の名声を得たという。しかし、同時に酒に耽り、狷介の名も得たという点に、陸応陽の屈折した想いが現わされている。

そこには、王世貞の誘いを拒絶したのと同じく、自らを高しとする姿が見て取れるが、父親のような恬淡とした生き方をたどることもできず、結局は功名も遂げることができなかったという苦い想いだけが、酔夢の後の現実として残っている。その鬱屈を散ずるものは、自らが遍歴した山川に托する詩歌しかない。各地を回ったというのも、のんびりした吟行の旅というものでは決してなく、乾隆『青浦県志』卷三六、芸文に引用する『笏谿草堂集』の陸応陽自序に、

予因場屋十余年、復誼誤友人、事並諸生奪之。数年間、負担南北、遺妻子犯霜雪、僕僕無一日安時。

とあるのを見れば、何らかの事件に巻き込まれて、生員の資格を

剝脱されて安寧の日もなく逃げ惑ったという姿が目には浮かぶ。乾隆『青浦県志』が十数年間遍歴したようにいうのには誇張があったとしても、数年間妻子とも別れ各地を転々としたことは確かであり、科擧を志したが功名を成さずに終わった十数年間と併せて、青年期から中年にかけてのかんりの長期にわたって屈折した思いを抱えた時を過ごしたといえる。

詩作は陸応陽にとってはこのような齟齬を晴らすためのものであり、『広興記』はその遍歴の副産物として生まれたといってもよからう。嘉靖二十一年生まれの陸応陽には五八歳の編となる。官僚としての経験から生まれた陸化熙『目営小輯』等とは異なり、純粹に文人として生きた陸応陽の個人的な体験から生まれたものである。官僚としての履歴を持ち得なかった陸応陽にとっては、經世致用的な関心よりも、まず自身の内面の表白のよすがとして山川を捉え、その山川を繋ぐものとして地誌を著したのである。逆に官僚たり得なかったことに對する思いが、代償として狷介の名を得る程の矜持を保ちつつ詩作に没入させたということすらできよう。したがって『広興記』が「詞章之学」の糸譜に進なるものであったのも当然といえる。『広興記』がこのような近世の知識人の引き裂かれた自我の営為の下に生まれたということは、必ずしも当時そのように受けとられたということを意味するもので

はないが、『広興記』の背景には所謂文人趣味とは異なつたこのような動機が存在したことも考えられる。

① 『石渠宝笈』卷二に挙げる武夷山の七言絶句の落款のように陸応陽と記すものもあるが、『広興記』の諸版には陸応陽とあり、同時代のものといえる崇禎の地方志なども同様なので、本稿では陸応陽とする。

② 顧浦塘とは康熙『松江府志』卷首、図經、華亭縣婁東境図に、県城の西方三十里程の古浦塘とある土地であろう。同『府志』卷五十、芸文には、

『広興記』〔高士古塘陸應陽伯生著〕

と割註するように、古塘とあるのは古浦塘を略したものと考えられる。

③ 乾隆『青浦県志』卷三六、芸文。及び、前掲『明清江蘇文人年表』万曆三十六年。

④ 黄承玄は字履常、嘉興の人で万曆十四年進士。申時行「広興記叙」には、

大參黄君履常、寔給筆札資糜餼、以養其成。

と記されており、『広興記』の編纂に際し資金援助をした人物である。

⑤ 大歴とあるのは中唐期の錢起ら大歴十才子の詩風とされる大歴体のこと、王曾とあるのは、唐宋八大家の王安石・曾鞏のことと思われる。当時、王世貞・李攀龍ら古文辭派が「文は必ず秦漢、詩は必ず盛唐」とするのに対して、帰有光らが真つ向から対立して唐宋の文を鼓吹したが、陸応陽はこの唐宋派に属したことを示すものであろう。

## 二 『広興記』について

『広興記』は陸応陽が編纂した総志で二十四卷、版本によって

出入りがあるが万曆二八年（一六〇〇）の年記をもつ申時行の叙や馮時可の序文等がある。記載内容は『大明一統志』と同様、建置沿革や形勝・山川・古蹟・名宦・人物などの項目が立てられているが、各県には衙門の添設や編戸の里教、「衝繁僻難」といった吏治の評語等の地方行政に関わる記載はない。

王重民は米国会図書館藏明刻清印本、同明鈔本、北京大学藏明刻本の三種を『中国善本書提要』（上海古籍出版社 一九八三）史部 地理類（一八五頁）に著録し、次のように述べている。

申・馮並謂取裁『一統志』以余觀之、恐是本於元以來社会上所通行地理短書、稍加訂補、故人物止於宋、稍及元人之最知名者、絕不及明。

また、

因卷內人物止於宋、僅稍及元人之最知名者、更疑其未嘗參攷『明一統志』、申・馮二序並謂其取裁『一統志』、意在吹噓。

蓋陸氏取裁于明代一俗書、而蔡方炳又拋陸氏稍為補訂、俗書兩遇俗人、宜此兩俗人之書、流行于通俗社會者、幾三百年也。とあるように、『広輿記』は元以來社會に通行した地理の雜書に訂補を加えたもので、それ故に取り上げる人物が、宋代や元代の著名人に止まり明代には及ばないのであり、申時行や馮時可の序文で『大明一統志』を参考したというのは疑問とする。そして、

俗書（『広輿記』）が兩度俗人（陸応陽と蔡方炳）の目に止まって、通俗社會に三百年近くの間流行したと、王重民は俗ということを強調する。

王重民が人物の記載からこのような疑念を抱いたのはともかくとして、『広輿記』の本来の性格は、その申時行の序に、

既成爲二十四卷、大都取裁『一統志』、而參以歷代史官・列省郡乘。刪繁就簡、舉大遺細、而於名宦人物、尤多所考証、間有附益。

と言うように、『大明一統志』に倣って名宦・人物を重視したもので、また馮時可の序には伯生氏（陸応陽）が意を用いた所は、人物や景勝についてであると記している。

然而天地磅礴之所鍾、靈異之所萃、若人物之儼儼、若巖巒之幽奇、雖禹貢職方有未及、而博古握管者、寧能弁髦於茲耶。此伯生氏、所獨加意於此也。

即ち、陸応陽の苦心の跡は名勝や人物にあり、まさしく「詞章之學」のために編纂された地誌であった。『広輿記』が『大明一統志』と同じ内容のものであることは、

城池、山陵、苑囿、建置沿革、形勝、山川、土產、藩封、闕梁、祠廟、陵墓、古蹟、名宦、流寓、人物

といったその項目を見れば瞭然であり、記載する人物の時期は『大

明「一統志」より限定的になっていったとしても、同一の系譜上にある地理書とすることができる。前稿ではこのような知識体系を顧祖禹の表現を借用して「詞章之学」といったが、『広輿記』が編纂されたのは「詞章之学」への批判がまだ広くは意識されていない時期のもので、『大明一統志』に体裁をとったと標榜することは十分に意味をもっていたのである。蔡方炳「増訂広輿記序」の紹介によれば、「科第之目土田之教」に関する記述がないのは進士録や帳簿という排りを避けるためのもので、むしろ美点のように評価している<sup>⑤</sup>。したがって行政官僚にとってはもの足りなく感じられる箇所も存在していたといえる。

この文章作成のための「詞章之学」は必ずしも地図を必要とするわけではない。しかし、やがて万暦時期の社会に対応する現実的な要求があったためと考えられるが、その後『広輿図』系の地図を付して、多くの版を重ねるようになったのは、海野氏の説かれるとおりである。康熙二五年の蔡方炳の増訂本以前の『広輿記』の諸版本とその所在を以下に示そう。

- 1 金陵盛文高刊本 内閣文庫・天理図書館
- 2 陶仲刊本 内閣文庫
- 3 大木文庫本 東京大学東洋文化研究所
- 4 宏遠堂刊本 尊経閣文庫

## 5 凝香閣刊本

内閣文庫・東京大学東洋文化研究所・関西大学内藤文庫

## 6 冕飛齋藏板本

京都大学人文科学研究所

## 7 遺経堂刊本

京都大学人文科学研究所

## 8 懷徳堂文庫藏本

大阪大学

## 9 呉門五車楼藏板本

天理図書館・神戸市立博物館

## 10 版築居刊本

北京師範大学(未見)

## 11 米国会図書館所蔵本

米国会図書館(未見)

右のうち1・2・3・4はもともと地図の付されていないもの。

7・8・9は明代の版本を清代に入ってから改変したもの。さらに8・9には世祖という順治帝の廟号が見られることから(卷二三遼東)、康熙年間の刊本ということが出来る。ただし、康熙二五年には蔡方炳の増訂本が出されているので、それよりも大きく下ることとはなからう。また、2・3・4・7には同一の版本が用いられている。ここでは、仮に大まかな年代順に1~9を並べてみた。

① さらに、布政司の配列は廖世昭『大明一統志略』と同じだといひ、両者が同一の藍本から生まれたようにいふ。

② 中時行の叙は『賜閣堂集』巻九に収められている。なお、王重民は馮時可・陸応陽は「並遊(申)時行門也」と述べている。

③ 馮時可は、馮恩の次子、松江華亭の人、隆慶五年進士。「明史」巻二〇九馮恩伝に附伝がある。『馮元成選集』八十三卷等の文集が存す

る外『中国版刻録』九七頁に万曆二四年刊『衆妙仙方』四卷の刊行者として名が見える。

④ 顧祖禹『説史方輿紀要』総序一。

⑤ 蔡方炳『増訂広輿記序』

此書未嘗不合於史也。遠合於經史之遺意、近則与『一統志』相表裏。特不載科第之目土田戸口之數、以避進士録黃白冊之謂。此所以爲文人之緒言、而騷雅之士恒尚之也。第勝代遺聞、缺焉弗載。予爲采輯補綴、較原本頗爲詳備。

なお、海野前掲論文によると蔡方炳の増訂本には、歴代疆域や国都の変遷、各省の歴史地理的概観、各府州の広狭・賦税、万曆以降の建置沿革などの記事に増補が見られるという。

〔補注〕

本稿成稿の後、海野一隆氏より呉門五車楼蔵板本と思われる刊本の所在を御教示いただいた。神戸市立博物館南波松太郎コレクションに所蔵される『広輿記』には、順治一七年という年記がみえることから五車楼本と考えられる。

### 三 明 版

明版の『広輿記』は、南京と杭州で出版されたことが確認でき。なかでも杭州の版から地図が付されるようになったことは注意されるべきことであろう。その他のものはおそらく蘇州での出版ではないかと考えられる。清代の版本が主に蘇州で出版されたと考えられるのは対照的である。以下に各版本に即して解説を加える。

#### 1 金陵盛文高刊本

内閣文庫所蔵のものは(史一二〇一五)、每半葉十行十九字、第一巻第一葉版心に「金陵盛文高刊」とある。封面には「雲間陸伯生輯ノ広輿記ノ金陵原板」とあるほか、さらに「此係本衙蔵板ノ不許翻刻如有ノ翻者千里究治」という印記がある(図版1)。申時行「広輿記叙」、馮時可「広輿記序」、各一葉の広輿記凡例、広輿記目録と続く。この本のみ目録は二段に組まれている。第一巻巻首、申時行叙の第一葉に「秘閣圖書之章」の印が見える。また巻六末尾に「王自謙録」という字様が見える。地図は付されていない。<sup>①</sup>

天理図書館所蔵本には封面はない。昭和三年に広池千九郎から寄贈されたものである。申時行と馮時可の序があるが、馮序は最後の半葉が欠けており、馮の名がない。凡例・目録と続くのは内閣文庫本と同じである。巻六末尾の半葉がなく「王自謙録」という字様はない。巻二第一葉裏・第二葉表に見える割れ目は天理本の方が大きく、天理本は後印の本といえる。他に一本が『中国人民大学図書館古籍善本書目』史部 地理類 総志に著録されている。

内閣文庫本封面の翻刻の禁止を標榜する印記を見れば、この本が原刻本のようにも思われるが、勿論確証とはなり得ない。ともかく『広輿記』の諸版本の中でもっとも早い時期に属するのは

間違いがない。

## 2 陶仲刊本

内閣文庫所蔵（二九一—一三七）、毎半葉十行十九字で地図は付されていない。封面には「広輿記」とあるのみで、巻首から申時行「広輿記叙」、馮時可「広輿記序」、広輿記凡例、広輿記目録となる。また、馮時可序の第一葉表の版心に「陶仲刊」という刻工名があるが書坊の名は見えない（図版Ⅱ）。出版地は特定できないが、版木の継授関係からみると蘇州で出版された可能性があらう。金陵盛文高刊本と並んでもっとも早いものの一つである。後述のようにこれを受け継いだ同じ一組の版木が補修されながら何度も利用されている。

## 3 大木文庫本

東京大学東洋文化研究所大木文庫所蔵。毎半葉十行十九字、封面はなく、申時行の叙のみが付されており、さらに目録、凡例という順序になっている。地図は付されていない。第一葉裏、第二葉表の匡廓の欠け具合、割れ目の入り方からみて、申時行の叙は陶仲刊本と同じ版木を用いている事がわかる。また本文も巻一第一葉裏、昌平州の註等の割れ目の入り方をみると、陶仲刊本と

同一の版木を用いていることがわかる。

同一の版木を用いる中、巻六第一葉表、河南、開封府の記事で、陶仲刊本では「金曰南京」となっている箇所が「宋曰汴京」となっている版本が、この本と次の宏遠堂刊本の二本である（図版Ⅳ）。陶仲刊本巻六第一葉裏長葛県の割註の割れ目が大木文庫本にも見られることから、この四文字の改変は埋木ということがわかる。明刊の金陵盛文高刊本や颯飛齋藏板本はもちろん、同じ陶仲刊本の版木を受け継ぐ清代の遺經堂刊本も「金曰南京」としており、なぜこの箇所を変えたのかは不明である。

## 4 宏遠堂刊本

尊経閣文庫所蔵。毎半葉十行十九字、封面には「雲間陸伯生先生手輯／広輿記／本衙藏本」とあり、「本衙藏本」とある部分に「宏遠堂」という朱文の印章が押されている。宏遠堂は『北京圖書館古籍善本書目』子部、雜家類にある（一四八八頁）明廉齋子輯、万曆七年刊『百家錄粹』六巻を出版した書肆として見える。

ことさらに「陸伯生先生手輯」という処など、後代の者の手になるように思われる。実際、申時行の叙はなく馮時可の序のみがある。その第一葉表の版心には、内閣文庫蔵の陶仲刊本と同じく「陶仲刊」と記されているが、その馮序は最後の葉が欠けてお



り、「玄岳道人馮時可書」の署名がなく、そのまま凡例・目録と続いている。内閣文庫の陶仲刊本や大木文庫本と同じ箇所を割れ目が見えるので、本文は内閣文庫本と同じ版木を用いているといっているが、巻四第二八葉のように彫りなおしている箇所も一部ある。大木文庫本と同じく巻六、開封府の「金曰南京」となっている箇所が、「宋曰汴京」となっているのは先に触れたが、大木文庫本とは、同一時期の刊行ではない。

凡例、目録の順序が大木文庫本と異なる他に、巻四第二八葉裏の省冤谷の割註「旧呼殺谷」、桑林の割註「雨」、程顥の割註「一切児童」の部分の字体が陶仲刊本や大木文庫本と異なることから、大木文庫本の方が宏遠堂刊本に先立つと考えられる。即ち、内閣文庫の陶仲刊本の版木が大木文庫本に用いられ、その際に巻六の「金曰南京」が「宋曰汴京」に改められた。さらに、その版木が巻四の末尾を改版して宏遠堂刊本に用いられたわけである（表1参照）。本文の版木が同一のものであるにもかかわらず、なぜ序の部分が揃っていないのかは、書肆が申時行または馮時可の序文を選択的に破棄したことを意味するものでそれはそれで興味深い問題であるが、地図を付す以前に同一の版木を用いて三度は印刷されたことがわかる。

## 5 凝香閣刊本

凝香閣刊本は、東京大学東洋文化研究所及び内閣文庫、関西大学内藤文庫の所蔵<sup>②</sup>。また学海出版社によって中国輿地叢書の十として影印されている（一九六九）。東洋文化研究所蔵本の封面には「凝香閣搜輯／広輿記／本衙蔵板」とあり、上方枠外に「出図補遺」という横批があり、新たに地図の増輯をしたことがうたわれている<sup>③</sup>（図版Ⅲ）。黄汝亨と申時行の序文があるが、馮時可の序は削除されている。黄汝亨「広輿地図記序」によると錢塘の閻子儀によって地図が付されるようになった。海野氏は黄汝亨の没年から、天啓六年以前の刊本であろうという。但し天啓四年の自序を持つ黄汝亨『寓林集』にはこの序は見当たらない。

他の版本との前後関係は不明であるが、この本のみが每半葉九行二十字で版式が他の本と異なり、地図を付すものの中では特異な存在である。また、凡例の末尾に

一、新纂入者、附於各類之中、以便人之觀覽。

一、刻図冠於直隸十三省各辺之首、以当宗少文之臥遊。

という二項が付け加えられている。目録にも図の付載が示されており、図の部分の版心には「南直隸図」「某々省図」等とある。各省の首には、例えば北京では、

東北抵遼東界、正東東南抵山東界、正西北抵山西界、正南

西南抵河南界、正北抵沙漠、八府州二十一県一百十六。  
また、江西では、

十三府十州七十七県共九千九百五十六里、東浙江、東南福建、  
南広東、西南正西西北界湖広、北東北南直隸。

というような四至の註記があつて、周囲の境界と所屬の府州県の  
數、さらには里甲の數を記すものもある。また明版のものでは唯  
一、播州宣慰司〔万曆辛丑（二九年）改遊義府……〕（卷一七—二  
四a）というように、他の版本にはない註記をもつ。いわば、他  
本は増補といつても原刊本の卷首に地図を付したのみであるのに  
対して、擬香閣刊本はそれまでの版本の不備を補おうとしたもの  
といえよう。この改訂註記への意志は、書坊の安易な商業主義的  
な出版物とは同一のものではないことを示している。しかし、こ  
の版本は『広輿記』の版本のなかでは特殊な位置にあり、その特  
徴を受け継ぐものは現われなかったか、散逸して現存していない  
と解す事ができる。

このように特殊なものとなった背景を、序文を記している黄汝  
亨に探ることができるのではないか。黄汝亨は仁和の人、字は貞  
父、万曆二十六年の進士、寓庸居士と号す。『寓林集』等の著の他、  
『古奏議』等の編者がある。前稿で触れたが江西の進賢知県在任  
当時（万曆二七〜三二）、朱謀埠や張汝霖らの江西を中心に活動

した地理学研究的グループに連なる人物であつた。後に万曆四二  
〜四五年にかけて張汝霖とともに南京で読史社を開いている。黄  
汝亨「広輿地圖記序」が、陸応陽の原本に対して、

地里雖著而圖未繪、何以爲觀者之指南、条疏雖舉而美有遺、  
何以滿學者之屬厭、識者猶有憾焉。

と述べたのは、一方には地理書には地図無かるべからずという認  
識があつたのだといつてもよい。この地図の増補や四至の記載は、  
従来の「詞章之学」的な『広輿記』にはなかつた性格をはっきり  
と付け加えるものとなつた。

#### 6 梟飛齋蔵板本

梟飛齋蔵板本は京都大学人文科学研究所蔵。每半葉十行十九字、  
封面には「広輿図記」とあり、無年記の錢塘鍾人傑の序を収める。  
序には友人の汪無際が地図を加えたという。凡例はなく図の部分  
の版心には「図」とあるだけで、いかにも無図の原刊本に地図を  
付したのみというふうな体裁に見受けられる。この本では半葉  
（六行一字）からなる府州縣衛の四種の記号説明を目録の後、  
「広輿総図」の前に置いている。

広輿図式以尺幅尽万里之勢、繪者每病淆雜。僕於暇日詳加考  
覈、東之片楮、雖寬窄稍殊、而府州縣衛若□若◇若○若■、

各為標置。庶覽者瞭如指掌云。

この記号説明は地図を付す他の本にも同一のものが着けられているが、凝香閣刊本のみに着けられていない。この記号は『広輿図』と同じものであり、『広輿図』では羅洪先の序の末尾に付されていた記号の説明の内、府州県衛の四種のみを独立させて作ったものである。『広輿図』の地図を借用したことがここからもはっきり判かるが、「広輿図記」という羅洪先の『広輿図』を意識した封面の付け方といい、書坊が草率に作った刻本であろう。目録では卷二四の「外夷」という表題が削られているが、第二四卷では「外夷」という字がちゃんとある。

鍾人傑は万曆刊『統廣初志』四卷の校閲をした人物として、王重民『中国善本書提要』（三九六頁）に名前があり、また、崇禎二年序刊『通鑑箋注』七二卷（『内閣文庫漢籍分類目録』史部編年類）の撰者として名前が見えることから、万曆末から崇禎年間にかけて活動した人物だと思われる。徐秉義『培林堂書目』には、鍾人傑『史記評林』十六冊というものがみえ、明末当時盛んに編纂された各種の評点本を出版していた書坊の一つであろう。鍾人傑が万曆四七年に出版した同様の評点本の一つ『前漢書』を見ると、凝香閣刊本の序の撰者黄汝亨と鍾人傑の間には直接の関係があった。内閣文庫所蔵の鍾人傑校『漢書』<sup>⑦</sup>には、焦竑、黄汝亨・

鍾人傑の序文がついているが、黄汝亨はその序に「門人鍾生瑞先」と記している。晁飛齋藏板本の序の末尾には「瑞先氏」<sup>⑧</sup>の印記があり、瑞先とは鍾人傑の字であると解される。また、その焦竑「題新刻前漢書」には、

臨安鍾瑞先、好學多通、酷嗜墳籍、每得異書、輒梓之以公。

同好不必投東修之羊、仮春明之宅、其義声聞遠邇矣。曩刻史記、字画精好、読者善之。

とあり、鍾人傑がさきに『史記』を刊行したことが見えるが、「每得異書、輒梓之以公」というところは、正に出版業者としての活動を述べたものといえる。

凝香閣刊本に關係する黄汝亨と閻子儀はそれぞれ仁和、錢塘の人であり、錢塘の鍾人傑とあわせてこの二つの版本はともに杭州に關係があった。晁飛齋藏板本と凝香閣刊本との前後關係は明確ではないが、晁飛齋藏板本での汪無際と鍾人傑との關係は崇禎二年序刊の『通鑑箋註』にも見えることから、万曆末から天啓年間刊行と思われる凝香閣刊本以後のことかもしれない。とすれば、鍾人傑は黄汝亨の生前に憚りながらか、あるいは没後、地図だけを巻首に付すという形で『広輿記』の増補を行なったといえよう。四至の記載や播州宣慰司などの凝香閣本で改訂された記載は見られないことから、晁飛齋藏板本は地図を付すという着想のみを取

り入れて改編を行なったといえる。つまりは、黄汝亨が丁寧な増訂を施したものにヒントを得て、杭州の書坊臆飛齋がそれまでの『広輿記』に、地図を付すという安直な商業主義的な増補を行なったというのが実相に近いものではないだろうか。元の遼陽行省の「合蘭府」が、凝香閣刊本では『広輿図』と同じく「合蘭府」とされるのに対して、臆飛齋蔵板本「広輿総図」は合蘭府と誤っているのも、臆飛齋蔵板本が草率に作られたものである可能性を示している(図版Ⅴ)。また、凝香閣刊本の地図には他本と共通する記号説明がないものも、凝香閣刊本の地図が他本とは独立して付されたものであることを示すのではあるまいか。

## 10 版築居刊本

杜信孚『明代版刻綜録』(江蘇広陵古籍刻印社 一九八三)は、北京师范大学蔵本の傅昌辰版築居の刊本を万曆二八年刊の『広輿記』としている。万曆二八年としたのは申時行の叙の年記によるものと思われる、版築居刊本が原刊本であるかどうかは実見してないため後考に待ちたいが、『明代版刻綜録』で畫肆の名を挙げることからは、封面なりどこかに版築居の名を掲げる版本が存在したことは確かであろう。地図の有無を確認できればどこに位置する版本か判断できよう。版築居は前稿でふれたとおり、潘光祖『彙

輯輿圖備攷全書』、張燧『經世習要』等の經世書を出版した明末の南京の書肆であり、『広輿記』が南京と関係があったことは確かである。後に触れるように、『彙輯輿圖備攷全書』の地図と『広輿記』のいくつかの版本の地図には何らかの関係があったようである。その点からも版築居刊本の存在は興味深い。

以上が明版のものであり、南京と杭州で出版されたことが確認できる。現存するもので考えれば、地図を付すようになったのは、凝香閣刊本により杭州で始まったと思われる、それを受け継いで臆飛齋蔵板本がさらに記号説明を加えたと思われる。

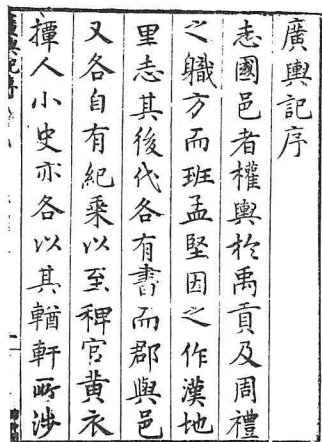
既に地図を付す以前から、内閣文庫蔵の陶仲刊本の版本の行方に見られるように数次の刊行が為され、江南においては『広輿記』は一種の売れ筋とあってよい書物となっていたようである。しかし、それに飽き足らずにそのままの形ではなく、地図を付すという増補が為されたのには、地理学研究に関係していた黄汝亨の影響があったと思われる。凝香閣刊本は日本にも三本が所蔵され、流布した数も比較的多かったのではないか。その着想をそのまま利用して、巻首に地図を付載した版本が次々に現われたのは、出版業者の感覚によるものということができるが、顧客の利便のためか、より販路を拡大するためかとはともかく、俗書・実用書を多



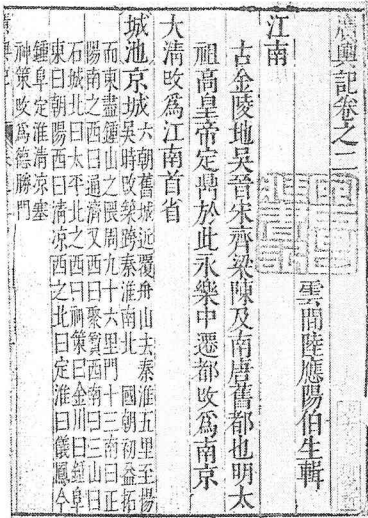
I 金陵盛文高刊本（內閣文庫藏）



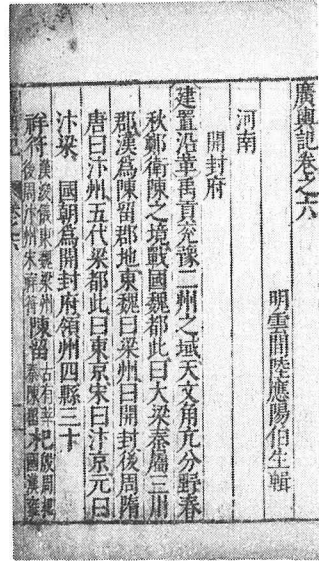
III 凝香閣刊本 封面（東京大学藏）



II 陶仲刊本 馮時可序  
（內閣文庫藏）



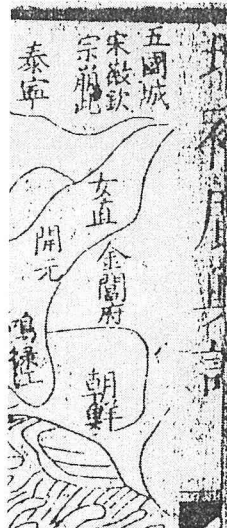
V 道経堂蔵板本 (京都大学蔵)



IV 大木文庫本 (東京大学蔵)



VII 彙輯輿図備攷全書 (京都大学蔵)



VII 道経堂蔵板本 (京都大学蔵)



VI 梟飛斎蔵板本 (京都大学蔵)

く生み出した明末の出版界の一面を示しているよう。

- ① 前稿で明版のもので地図を付すとしたのは、同じ天理図書館所蔵の呉門五車樓蔵版本の写真を金陵盛文高刊本と取り違えた単純な勘違い、誤りで訂正させていただく。
- ② 関西大学内藤文庫調査特別委員会編『関西大学所蔵内藤文庫漢籍古刊古鈔目録』史部地理類（七三頁）。
- ③ 瀛香閣刊本の「総地輿図」が前掲海野論文に景印されている。
- ④ 張岱『椰娘文集』卷四、家伝  
甲寅、当事者以南刑部起大父（張汝霖）、与貞父先生復同官白下。  
拉同志十余人、為說史社、文章意氣、名動一時。丁巳、貞父視學  
江右、大父視學黔。
- ⑤ 汪無際は『通鑑箋註』を批評した人物であり、第一卷首に太倉王世貞会業、嘉定汪明際批評、錢塘鍾人傑箋註として名が見える。序には己巳（崇禎二年）春正月上元吳郡汪明際無際父と記しており、無際は字とわかる。別に李之藻「刻通鑑賡注序」には孝廉汪無際氏とあることから、嘉定の挙人であったらしい。
- ⑥ 内閣文庫の『通鑑箋註』の封面には「読書坊蔵板」とあり、同じ杭州の書肆に「読書坊鍾畏侯」の印記が何鍾彝・慎蒙統彝『天下名山勝概記』の封面に見えることから、この読書坊という書肆も鍾氏の営む

金陵盛文高刊本

A

北京

古幽薊之地左環滄海右擁太行北枕居庸南

ものであったといえよう。

- ⑦ 『内閣文庫漢籍分類目録』史部に著録されている（二七九―五二）。
- ⑧ 黄汝亨『寓林集』卷一には批点前漢書序として所収。
- ⑨ 杜信孚『明代版刻綜録』卷七、  
鍾人傑、字瑞先、錢塘吳人、有『性理会通』。
- ⑩ 『彙輯輿図備攷全書』封面の引用書目に『広輿記』も挙げられている。

#### 四 明刻清修本

これら明版のものを受け継ぎ、一部の字句の改変を行なったものが以下に挙げるものである。内容的には明刻清印といってもよいくらいである。清印の各本の異同については以下の四箇所解説の記事を対照した。（A）卷一 北京、（B）卷二 南京、（C）卷二三 九辺の遼東、（D）卷二四 外夷の女直。金陵盛文高刊本の原文と改変された呉門五車樓蔵版本の相当箇所を以下に示す。ともに十行十九字、抬頭などはそのままにしてある。

呉門五車樓蔵版本

北京

古幽薊之地左環滄海右擁太行北枕居庸南

襟河濟形勝甲天下即遼金元旧都也我

成祖文皇帝嘗龍潛於此及繼承大統遂建為北

京

B

南京

古金陵地與晉宋齊梁陳及南唐旧都也我

太祖高皇帝定鼎於此永樂中建都北平此遂為

南京云

C

遼東

国初廢郡置衛所以備虜獨於遼陽開原設自

在安樂二州処屬夷其外附者東北則女直建

州毛憐等衛西北則朵顏福余泰寧三衛分地

授官通貢互市自嘉靖間虜入大得利去遂剽

掠無時辺人不得耕牧頃者朝鮮失守海波復

揚方來肘腋之憂蓋不独驕虜矣

D

女直

〔沿革〕古肅慎地在混同江之東開原之北即金人

余孽也漢曰挹婁魏曰勿吉唐曰靺鞨 国朝

襟河濟形勝甲天下即遼金元旧都也明初為

北平布政司永樂中成祖遷都是為北京

大清定鼎仍為京師

江南

古金陵地與晉宋齊梁陳及南唐旧都也明太

祖高皇帝定鼎於此永樂中遷都改為南京

大清改為江南首省

遼東

明廢郡置衛所以備辺獨於遼陽開原設自

在安樂二州処屬国其外附者東北則女直建

州毛憐等衛西北則朵顏福余泰寧三衛分地

授官通貢互市自

大清建国遂龍興根本之地

世祖皇帝兩都並建以此為盛京云

女直

〔沿革〕古肅慎地在混同江之東開原之北即金人

余孽也漢曰挹婁魏曰勿吉唐曰靺鞨 国朝



これらの字句の改変は清代に刊行された各版本に共通しており、各版本では以下の部分が改変されている。

遺経堂刊本	A B
懷徳堂文庫蔵本	A C
呉門五車楼蔵板本	A B C D

7 遺経堂蔵板本

京都大学人文科学研究所蔵。十行十九字、封面に「増訂広輿記」とある。序文、凡例と続いて、記号説明のあとに地図が置かれて目録となる。申時行の序とあるが実のところ馮時可の序で、第一葉から第四葉までは陶仲刊本と同じ版木をもちいている。馮序第一葉の版心にある刻工名は不明であるが「陶仲刊」と判読できる。第五葉のみ新たに版刻し末尾に「呉郡申時行書」と記している。凡例も陶仲刊本・大木文庫本・宏遠堂刊本と同一の版木で、本文にも同一の版木を用いる箇所があり、陶仲刊本以来の版木が受け継がれてこの本に利用されたと考えられる。第四巻末尾は宏遠堂刊本と同じ字体で、直接には宏遠堂刊本を受け継いだものである。しかし、巻六第一葉では「金曰南京」となっていることから、宏遠堂刊本の版木をそのまま受け継いだわけではなく、別の

本に拠って宏遠堂刊本の記載を改めたことがわかる。さらに、それは清代に入ってからのことと思われる。というのは、巻六第一葉は陶仲刊本とは字体も異なっており、版心の「広輿記」という文字が小さく版木は異なっているが、それは明らかに清代に入ってから開版された「大清改爲江南首省」とする巻二第一葉や清代に設置された松江府婁東の記載のある巻二二三葉等と同様のものだからである。巻二第一葉、江南、城池の割註に「今鍾阜・定淮・清涼塞、神策改爲德勝門」とあり(図版V)、神策門が得勝門と改められたのは順治一六年のことであるから、この版本は順治末以降の改訂に係ることが解る。

各巻首に置かれる「明雲間陸応陽伯生輯」とある撰者の名の「明」の字は巻一から巻三のみ削っている。清代に彫版されたと思われる巻六巻首にもまた「明」の文字があり、清に入ってから彫られた版にも「明」の文字が重ねて彫られていたことがわかる。また、目録の記載は明版と同じく北直隸、南直隸、外夷となっている。地図の部分の版心は「増補広輿記」となっている。その「天下総図」では南京は「江南」とされ、東北隅の五国城には「宋徽欽宗崩此」という註記があることから、「宋徽欽二宗崩此」という註記をもつ潘光祖『欽定輿圖備攷全書』の天下総図をもとにしたと思

われる（図版Ⅶ・Ⅷ）。また元代の地名である「合蘭府」を「金蘭府」とするような誤刻があり（表②）、蘇州の異名に間違えて当てていることから蘇州で出版されたように思われる。<sup>③</sup>

呉門五車楼藏板本で改変された四箇所のうち、卷一北京は「大清定鼎仍為京師」と記され、卷二では南京を江南に変え「大清改為江南首省」とするなど二箇所が改変されているが、五車楼藏板本で改変されているC、Dの二箇所（卷二三、二四）は、明版と同じであることからみて、おそらく五車楼藏板本に先立つ時期のものであろう。また卷一五湖広、靖州の条は新たに彫版して領県四とし、他の本にはない万曆二五年設置の天柱県を「新置」として註記して記載している点が注意される。

#### 8 懷徳堂文庫所蔵本

大阪大学懷徳堂文庫所蔵本は書目には明版とあるが、内容を見ると清代に入ってからのものである。十行十九字、封面はなく、申時行の叙があるが第一葉表を欠く。第二葉表の、

余友雲間陸伯生、博雅宏達、為逢衣冠冕、既以同儕註誤、与世抹撥、則超然為汗漫、遊海内。

と明版にある箇所を「儒林冠冕」と埋木をしている。次いで凡例、目録、記号説明、地図と続く。目録では卷一京師、卷二之三江

卷二十四外国と改められている。「天下総図」とある地図は版心や南京の改変、五国城の註記の部分は遺経堂本と同じ（表②）。呉門五車楼藏板本の改変した箇所について見ると、卷一北京は「大清定鼎仍為京師」というように改められているが、卷二では江南と改められず明代の版と同じで、「明雲間陸応陽伯生輯」とある撰者の名の部分の「明」の文字も削られてはいない。しかし、なぜか「広輿記卷之一」としており、全く明代の体裁のままの第二卷南京の部分が第一卷であるかのように装われている。なお、「明」の文字を削去しているのは卷一卷首だけである。卷二三九辺、遼東には「世祖皇帝兩都並建、以此為盛京云」とあり、康熙年間刊とわかる。卷二四 外夷 女直の記事も巻首の目録では外国と変えられているが、本文では外夷のまま、Dの部分の記載は「酋長」のままで削られてはいない。卷二四第一葉裏の朝鮮の記載で他本では「其国偽分八道」と為る箇所を「其国内分八道」としている。

#### 9 呉門五車楼藏板本

天理図書館所蔵、封面には「雲間陸伯生輯／広輿記／呉門五車楼藏板」とあり、上方欄外に増註全図の横批がある。また、「本衙藏板翻刻必究」、「秘書閣」という朱文の印記がある。序に続き

凡例、目録、記号説明、地図となる。初めに、明代の版本を改変した申時行の叙（六行十二字）を載せ、明版では、

明興方制万里、環四海之外為帶、幅員最広。成化中、詔儒臣、修『一統志』、囊括苞拳、号称全書。

となる箇所を、

興朝方制万里、環四海之外為帶、幅員最広。儒臣修『天下一統志』、囊括苞拳、号称全書。

と改変している。また、

余友雲間陸伯生、博雅宏達、為逢衣冠冕、既以同儕註誤、与世抹揅、則超然為汗漫、遊海内。

となる部分も、懷德堂本と同じ箇所を「儒林服色」と変えている。なお、末尾では万曆とあるべき年号を順治庚子（一七年）孟秋朔日と改めている。さらに続けて、明版のままの改変を加えない無年記の申時行の叙（十行二十字）を収め、計二編の申時行の叙を載せている。また版心の処々に「五車楼」とあるからには、明代に既に五車楼の名で出版されていたと思われる。

地図は鳧飛齋藏板本所収のものと同じく版心には「図」とあり、総図は「広輿総図」と名付けられ、南京や承天は「南京」・「承天」とされており改訂は為されていないので、明版の原貌を留めていると考えられる（表2）。各巻首に置かれる「明雲間陸應陽伯生

輯」とある撰者の名の「明」の字は、巻六から巻八までが削られずに残っている。

本文について見れば、巻一北京で「大清定鼎仍為京師」と改変し、巻二では南京を江南に変え「大清改為江南首省」とする。さらに巻二・三九辺、遼東には「世祖皇帝兩都並建、以此為盛京」とあり、順治帝の廟号が見えることから康熙年間に入ってからからの刊行であることが解る。巻二四朝鮮で「男女羣衆」とある部分が、この本のみ「男女羣衆」となっている。また、同、女直では、「其〔酋〕長以時朝貢」とある部分の酋の字を削っている。なお、改訂された申時行叙には『天下一統志』という書名がみえるので、『大明一統志』が清代に入って改変されて出版されるようになったから、五車楼藏板本『広輿記』が刊行されたことがわかる。ただし、五車楼藏板本は清代に入ってから改変されたものではあるが、版心の文字に見るように書坊そのものは明代から続いたものであろう。フランケ『明代史籍叢考』は、崇禎刊本の陳龍可『皇明通紀輯録』二七卷（プリンストン大学所蔵）を呉門五車楼の刊本として紹介している。<sup>5)</sup>

#### 11 米国会図書館所蔵本

王重民が明刻清印本として紹介するこの本は、巻一に「大清定

鼎仍為京師」と改変されていることが指摘されており、清代に入ってから刊本であることがわかるが、それ以外の箇所についての改変は不明である。「紀伊小原八三郎源良直藏書之記」という藏書印があるので、日本に入ってきたものが米國に渡ったことがわかる。王重民によれば馮時可の序があるだけのようである。地図の付載については触れていないのでわからないが、清印のものであれば地図があると考えてよいだろう。というのも、張天復『皇輿考』の如く明らかに地図が付載されているものを紹介する場合にも、王重民の『中國善本書提要』には触れられないことがあるからである。<sup>⑥</sup>馮時可の序と明記する序一編しかないものは管見のかぎりでは他に存在しない。宏遠堂刊本が無記名の馮序を載せているだけである。清代の刊本で申時行の叙を挙げないものは見られなかったのでここに取り上げる。

これらの清修本はおそらく南京または蘇州の刊本を監本とし、蘇州で出版されたのであろう。これらに共通するのは、王重民の挙げる米國国会図書館本を除くと申時行の序のみを掲げることであり、馮時可の序の撰者名を申時行に変えたものさえあることからすると、当時『広輿記』という書物には申時行の序が不可欠とする認識があったといえよう。<sup>⑦</sup>その認識は蔡方炳の増訂本が現わ

れて申時行の序が省かれるまで存在した。杭州の明版にはあった黃汝亨や鍾人傑の地図の付載に触れる序がないこと、凝香閣刊本の遵義府に関する註記を取り入れた版本がないことから、杭州の版は清代には無視されたものと推定できる。

一方、清代の刊本に直接関係するものには、呉門五車樓藏板本や蔡方炳の増訂初版本（呉郡宝翰樓刊本）<sup>⑧</sup>のように蘇州での出版が確認できるものがある。また遺經堂刊本・懷徳堂藏本は出版地は特定できないが、両者の掲げる「天下総図」には表2のように『広輿図』にみえる「合閩府」を「金閩府」「金閩」とするような誤刻があり、蘇州で版刻されたがために、「金閩」という異名に引きずられたもののようにも見うけられる。さらに遺經堂刊本・懷徳堂藏本に掲げる「天下総図」は潘光祖『彙輯輿図備攷全書』所収の「天下総図」を基にしたものようである。『彙輯輿図備攷全書』は初印の金陵版築居刊本をもとにしたとも考えられるが、蘇州においても順治七年の三呉大紫堂重刊本があり、『広輿記』の出版にその地図が参考にされても不思議はない。

以上は、南京・杭州における『広輿記』清修本の出版を直接否定するものではないが、遺經堂刊本・懷徳堂藏本の刊行地が解らない現時点では、蘇州における刊行の可能性が最も高いと思われることを指摘しておきたい。杭州で出版されたのであれば、颯飛

斎蔵板や癡香閣刊本が参考されても不思議でないが、実際、杭州で出版された癡飛斎蔵板本「広輿総図」と同内容の地図を掲げるものは、唯一吳門五車楼蔵板本の「広輿総図」であって、杭州の出版ではない。杭州では『広輿記』の版刻が行なわれなかったかのようである<sup>9)</sup>。

いずれの版本にも各巻首に記される「明雲間陸応陽伯生輯」という編者名のうち、明の文字を削り残している箇所があり、五車楼蔵板本の叙や巻二四、女直の「酋長」の箇所の各本の改訂をみれば想定できることであるが、これらの清代の刊本にはそれぞれ原遺経堂本、原懷徳堂本、原五車楼本とでもいうべき明代に彫版された版本が存在し、それらの版本を清代になってから再度利用したと考えられる。版本そのものは内閣文庫蔵陶仲刊本と大木文庫本、宏遠堂刊本、遺経堂刊本の四者に同一の版本を利用する部分があるのを除いては共通していない。そして、既に述べた如く巻四末尾や巻六の「金曰南京」とある部分等の細部を検討すれば四者は同一時期の印刷ではないことがわかる。原遺経堂本が宏遠堂刊本そのものなのか、それを改訂したものが存在したのかどうか問題となるが、現時点では判断のしようがない。版本を新たに修改したりわざわざ封面を印刷して付けたからには、一部や二部の書物を売るためではなく、百部単位で印刷刊行するものに付

けるためと解すべきであろう。『広輿記』の版本が一組み揃ったまま如何に伝わったかということも興味深い問題であるが、これ以上は論じえない。また、これら原遺経堂本、原懷徳堂本、原五車楼本にどの時点で地図が付されたが問題となるが、少なくとも五車楼本の地図はその内容から見れば明代のもので、癡飛斎蔵板本の地図をもとにしたものであろう。とすれば、原五車楼本の段階で地図が付されていたと解してよからう。また、遺経堂本・懷徳堂本の地図は『彙輯輿圖備攷全書』の地図をもとに清代に入ってから改められたものと考えられる。明代に地図が付載されていたのならば、五車楼本のようにその図を利用したと想定できることから、この二本は明代にはまだ地図が付されていなかったと思われる。

つまり、『広輿記』は万曆二八年以降明末までのごく限られた時期に、少なくとも前後八回（原遺経堂本が宏遠堂刊本とは重ならないのであれば九回）にわたって、江南の各地で版刻、修改されたといえる。版築唐刊本がこれら原遺経堂本や原懷徳堂本、原五車楼本とも重ならないのであればさらに増える。即ち、『広輿記』の明版には少なくとも八種の版本があったと考えられ、清代に入ってから（王重民の挙げる明刻清印本を別にしても）さらに三種の明代の版本を利用した修改版が存在した。万曆二八年（一

六〇〇) から康熙二十五年(一六八六)頃までの百年にも満たない期間に、少なくとも十一度の刊行が為されたことは、江南の限られた地域とはいえ、当時如何にこの『広興記』に対する需要が大きかったかを物語るものではなからうか。そのうちの擬香閣刊本、颯飛齋藏板本、原五車楼本、遺経堂本、懷徳堂藏本、五車楼本の六本には地図が付されていたと考えられる。手近な処で「詞章之学」にあたるには簡要を得た『広興記』は便利であったのであろうが、正確な地図を付したことがさらに需要を伸ばすこととなつたと思われる。この需要の大きさが、後に蔡方炳による増訂をもたらず事となつた。この増訂本も海野氏によると康熙二十五年以降清末までに八種刊行されている。

- ① 卷二第三葉、婁〔古婁子国、漢婁県、明廢、大清復置〕婁県が設置されたのは順治二年のことである。『清史稿』卷五八、地理志五。
- ② 『大清一統志』卷三八、江寧府城池には、  
本朝閉鍾阜・定淮・清源三門。順治十六年、改神策為得勝門、以旌被海寇功。  
とあり、南京に迫つた鄭成功の軍を退けたことよつて改名されたことがわかる。また『小説書坊録』(春風文芸出版社 一九八七)によれば、遺経堂は康熙三年に『水滸後伝』八巻を刊行しており(二四頁)、康熙初当時の活動が確認される。
- ③ 確証となるわけではないが遺経堂本は蘇州で出版されたようであり、版木が移動しないという前提の下に推測すれば、陶仲刊本系の諸刊本

は蘇州での出版かもしれない。

- ④ 大阪大学文学部編『懷徳堂文庫図書目録』。なお、懷徳堂文庫所蔵本の閲覧に際し大阪大学文学部の浜島敦俊氏にお世話になった。記して感謝する。

- ⑤ プリンストン大学のものは未見であるが、フランケ『明代史籍考』が、プリンストン大学の所蔵の『皇明通紀輯録』と同じ版であるとして紹介する内閣文庫所蔵の『皇明通紀』二七巻(史三三四—二)は、封面に「吳門五車楼藏板」とあり、五車楼による明代の出版であることがわかる。(Wolfgang Franke, *An Introduction to the Sources of Ming History*, Kuala Lumpur, University of Malaya Press, 1968, p. 35)。

- ⑥ 王重民『中国善本書提要』一八四頁。

- ⑦ 阮元『天一閣書目』卷二、史部、地理類に、  
『広興記』二十四巻 刊本 明申時行脩并序

- ⑧ とある本を挙げるのは、このような状況を反映したものではないか。封面に「康熙丙寅新镌」とあり、海野氏の紹介する増訂本の中でも最も早い。さらに、蔡方炳は蘇州の人である。

- ⑨ 清初には杭州の出版界は衰退に向かつたような印象を受けるが、『広興記』の出版がみえないのもその証左の一つとなろう。順治一八年には莊氏史案が始まったが、この言論弾圧と『広興記』の杭州の版が清代には見られないことは無関係ではないように思われる。

## 結 語

王重民はその提要で俗書といったが、俗という評価も明末という時代に応じた結果のことであつて、決して否定的にとらえる必要

要はなからう。『大明一統志』よりも簡便という意味においては、コンパクトで利用しやすくなり、さらに精確な地図を付すことにより、大いに歓迎を受けたのである（もともと、この精確な地図という点に関しては、陸応陽の当初の意図とは異なっていたのだ）。『広輿記』が幾度も版を重ねたのは、文学的な雅びやかな素材というだけでなく、実にこの簡便性にあったのではないか。同様の詩文作成の用途に対しては有用な『大明一統志』も、やはり個人で備えるには大部なものであったことは否めない。

『大明一統志』の節略というべき書物は、廖世昭『大明一統志略』以来、いくつも編纂されたし、また何鑑纂・慎蒙統纂『天下名山勝概記』や楊爾曾『海内奇觀』のような「臥游」を対象とした賞玩のための大型の精美な書物も数多く刊行された。しかし、それらの中に『広輿記』ほど多く版を重ねたものはない。詩文作成とはいっても賞玩のためではなく、手頃な大きさの実用的なものとして意識されたことに売れ行きの高さがあった。結局、『広輿記』が幾度も版を重ねたのは、簡便な「詞章之学」が求められたからだということができそうである。さらに実用的な地図が付されていたことが大いに利点となったであろう。『広輿記』の地図の付載は、万曆時代に生じた新たな地理学研究の流れをひいた黄汝亨に始まる。それは鍾人傑という黄汝亨の影響を受けた

杭州の出版業者によって定着していき、吳門五車樓本が示すように蘇州にも波及し、清代に入っては地図のない『広輿記』は考えられなくなっていたのである。

明末は殊に學術が行政と不可分の關係をもった時代であった。当時の經世書はそのような観点から編纂されたものである。実用的であることは大いに称揚されることであった。『広輿記』に地図が無かったのは、陸応陽が必要を感じなかったか、本来、地図帖とは別のものとして考えていたからであろう。海野氏は『広輿記』の編纂に『広輿図』に対する批判的な態度が窺えると解するが（王重民に依れば、単に利用しやすかった俗書に基づいただけということになるのだが）、蔡方炳の序文に見られるように公牘を排除したのは確かに『広輿図』と対照的な姿勢である。『大明一統志』にはごく簡単な地図が付されているが、陸応陽の『広輿記』原本にはそのようなものさえない。そういう意味では、凝香閣刊本が地図を付載した背景には、黄汝亨がその序で「地理雖著而圖未繪、何以為觀者之指南」と述べたような、地理書には地図無かるべからずという陸応陽とは異なる認識があったのだといえる。黄汝亨には經世致用への志向が存在していたといえるが、地理書においてその完成を期すには正確な地図に基づく地域の把握は不可欠であった。それは地理学研究の刺激から為されたものが端緒

となつたのだが、出版業者の現実的な感覚によつて定着していったことでもあった。実際に『広興記』は羅洪先『広興図』にもとづく正確な地図を供給するものとしても、江南の文人に受け入れられたのではあるまいか。当時、出版されていた地図帖としては『広興図』や『広興考』・『皇明職方地図』があったが、いずれも大型の編著であり、また官僚の地方行政資料とでもいうべき内容をもち、文人趣味を手軽に満たす内容ではなかった。その点で『広興記』が、詩文の作成、または鑑賞のための参考書としても、江南の士大夫の歓迎を受けたことは十分に考えられる。しかし、『広興記』の地図の付載について付け加えなければならないのは、地方行政の観点から編纂されたものには必ず付いている図叙、地図の説明文が、『広興記』には見られないことである。この図叙の欠如に、同時代の著作でありながら、経世致用の素材として地図を掲げた地理書と「詞章之学」から出発した『広興記』との性格の差異を見ることができよう。

付記 本稿作成にあたって、各図版の掲載を許可いただいた機関をはじめ、多くの所蔵機関に多大の便宜を図って頂いた。末尾ながらここに感謝の意を記したい。なお、本稿は一九九二年度科学研究費補助金（奨励研究〔特別研究員〕）題目「明末清初期の社会変動の山地開発に対する影響」による研究成果の一部である。

#### 図版出所一覧

- 図版Ⅰ 金陵盛文高刊本 封面及び申時行叙 内閣文庫
- 図版Ⅱ 陶仲刊本 馮時可序 内閣文庫
- 図版Ⅲ 凝香閣刊本 封面 東京大学東洋文化研究所
- 図版Ⅳ 大木文庫本 卷六 東京大学東洋文化研究所
- 図版Ⅴ 遺経堂刊本 卷二 京都大学人文科学研究所
- 図版Ⅵ 梟飛斎蔵板本 卷首 広興総図（部分） 京都大学人文科学研究所
- 図版Ⅶ 遺経堂刊本 卷首 天下総図（部分） 京都大学人文科学研究所
- 図版Ⅷ 彙輯図備攷全書 卷一 天下総図（部分） 京都大学人文科学研究所



表1 陶仲刊本系諸版本の対照

	省 窶 谷	桑 林	程 顥	開 封 府
陶 仲 刊 本	舊 呼 殺 谷	雨	一 切 兒 童	金 曰 南 京
大 木 文 庫 本	舊 呼 殺 谷	雨	一 切 兒 童	宋 曰 汴 京
宏 遠 堂 刊 本	舊 呼 殺 谷	雨	一 切 鬼 童	宋 曰 汴 京
遺 經 堂 刊 本	舊 呼 殺 谷	雨	一 切 鬼 童	金 曰 南 京

表2 『広輿記』諸版本の総図の対照

	総図名称	南京	承天	淮源	萬	兀連腦児	合闕府	五 国 城 註
広 輿 図	輿地総図	南京	一	淮源	一	兀連腦児	合闕府	一
輿図備攷	天下総図	南京	承天	淮源	万	兀連腦児	合闕府	宋徽欽二宗崩此
凝香閣本	総地輿図	南京	承天	淮源	萬	兀? 腦児	合闕府	一
亮飛斎本	広輿総図	南京	承天	淮源	萬	元 連 泉	合闕府	一
遺經堂本	天下総図	江南	安陸	海原	万	兀連腦児	金閻府	宋徽欽宗崩此
懷徳堂本	天下総図	江南	安陸	海源	方	元進腦児	金閻府	宋徽欽宗崩此
五車楼本	広輿総図	南京	承天	淮源	萬	元 連 泉	合闕府	一

- \* 『広輿図』は万曆刊本によった。
- \* 一は記載がないことを示す。
- \* 凝香閣刊本の総図名称は版心からとった。目録には「皇輿総図」とある。
- \* 淮源は淮河の源。嵩山の南に示される。
- \* 萬は海南島の地名。瓊州府萬州。
- \* 兀連腦児は西北の哈密の付近に描かれる湖。